

## 6 目指すべき医療提供体制の実現に向けて

少子高齢化の進行に伴い、より身近な地域において「治し支える医療」の確保が求められています。

救命救急はもとより、今後増加する高齢者の複数疾病の罹患や長期的な療養生活の支援等の変容する医療ニーズに適切に対応しながら、各地域においてそれぞれの特性を活かした医療機能の分化・連携の実現を図ることが重要です。

「5(2)将来の医療需要に対応した医療提供体制構築の方向性」に挙げた項目を念頭に置き、本地域医療構想の実現を目指すため、栃木県全体で以下の施策を推進するとともに、第2章において区域ごとに示す「地域医療構想実現のための施策」に取り組みます。

### (1) 医療機能の分化・連携

#### ① 病床機能の転換の促進

病床機能の転換に伴う施設・設備整備等を支援し、地域で不足している病床機能への転換を促進します。特に、平成26(2014)年度の病床機能報告結果(25頁参照)からは、回復期病床の不足が顕著であることから、リハビリテーション機能等、居宅等への復帰に向けた医療を担う病床への転換等を促進します。

なお、平成26(2014)年度の病床機能報告は、病床機能区分の定義が不明確であったため正確性に欠けるとの指摘があること、また地域医療構想における病床機能区分の基準とは相違があることなどに留意しながら進めることとします。

【具体的事業例】不足する病床機能への転換に対する助成など

#### ② 医療機関間の連携強化

区域内の各医療機関の役割分担をより明確にし、介護施設も含めた施設間の緊密な連携体制の構築を促進します。

【具体的事業例】医療機関相互及び医療・介護施設間のネットワーク化に資する取組への助成、退院調整機能の充実強化に対する支援など

#### ③ 医療機能分化・連携に係る県民理解の促進

地域医療構想において目指す病床機能の分化・連携について、医療サービスの利用者である住民の理解を深め、適切な受療行動を促すための取組等を促進します。

【具体的事業例】医療機能分化・連携に関する普及啓発など

## (2) 在宅医療等の充実

### ① 在宅医療サービスの基盤強化

地域での療養を支える体制の整備について、介護サービスとの分担や連携も念頭に置きながら、在宅療養支援診療所や訪問看護ステーション等、在宅医療基盤の整備・充実に向けた取組を支援します。

【具体的事業例】在宅療養支援病院や診療所、訪問看護ステーションの整備促進支援など

### ② 在宅医療を支える多職種の連携強化

訪問診療を行う医師や訪問看護師をはじめ様々な医療職とホームヘルパー等の介護サービス従事者など、在宅療養を支える各種専門職の連携体制の構築を推進します。

【具体的事業例】在宅医療連携拠点の整備、在宅歯科医療連携室の整備、在宅医療に関わる多職種の連携会議や研修会等の開催、ICTを活用した連携ツールの活用など

### ③ 在宅医療に関する知識の普及啓発及び人生の最終段階における医療に関する意識の醸成等

地域住民への在宅医療・介護に関する適切な情報提供を行うとともに、人生の最終段階における医療についての知識や関心を深め、住民自らが主体的に考えることができるような意識の醸成に努めます。

【具体的事業例】在宅医療に関する研修会等の開催、啓発資料の作成など

## (3) 医療従事者の養成・確保

### ① 医師確保対策の推進

「とちぎ地域医療支援センター」を中心に、県内の医師不足・地域偏在の解消に向けた取組を推進します。

【具体的事業例】医師修学資金や医学部地域枠を活用した医師の養成・確保、医師のキャリア形成支援及び資質向上支援など

### ② 看護職の確保対策の推進

看護職員の計画的な確保を図るため、看護職員の養成、県内定着促進、離職防止、再就業促進に資する各種の取組を推進するとともに、各種専門研修等を通じて看護職員の資質向上を図ります。

【具体的事業例】看護職員修学資金を活用した看護職の養成・確保、病院内保育所の運営支援、看護職の再就業支援など

### ③ 多様な専門職の育成支援

高齢化に伴い増加する疾患への対応や在宅医療等の充実を図るため、リハビリテーション関係職や在宅医療を担う医師、歯科医師、薬剤師等、多様な専門職の育成を支援します。

【具体的事業例】在宅医療に関する研修、在宅歯科医療従事者研修、薬剤師フィジカルアセスメント研修、訪問看護師の養成及び資質向上支援など

### ④ 医療勤務環境改善の推進

「とちぎ医療勤務環境改善支援センター」を中心に、県内の各医療機関における勤務環境改善の取組等を促進します。

【具体的事業例】病院内保育所への支援、ワークライフバランスの推進など

## (4) その他医療機能の充実及び連携体制の強化

「栃木県保健医療計画(6期計画)」における5疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患)・5事業(救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児救急を含む小児医療)の医療連携体制の構築にかかる施策を推進します。

【具体的事業例】小児救急医療の確保にかかる支援、病院等における歯科医療提供体制の強化、精神科救急医療機関と他の医療機関との連携体制の構築等

## (5) 施策の見直し

本地域医療構想に記載した各施策の進捗状況を踏まえた追加的対応や、今後新たに生じる課題等に対応するため、これらの施策については、栃木県保健医療計画の次期改定の際など柔軟に見直しを図るものとします。